検査工場の協力工場に関する取扱い要領

昭和49年 6月10日制　　定
平成 7年12月11日改　　正
平成 9年 2月12日改　　正
平成15年 3月31日改　　正
平成20年 3月31日改　　正
平成20年10月24日改　　正
平成23年 3月31日改　　正
令和 2年 9月15日一部改正
令和 4年 1月 6日一部改正
令和 7年 3月21日改　　正

第1章　総　　則

（目　的）

第1条　この要領は，「日本水道協会検査工場の登録に関する規則（111-1）」の第3条第1項第5号に定める本協会が検査を行う検査工場の協力工場について必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第2条　この要領に定める工場は「委託工場」，「受託工場」及び「部品工場」の3種類とし，その定義は次のとおりとする。

なお，協力工場とは「受託工場」あるいは「部品工場」をいう。

⑴「委託工場」　検査工場が他の検査工場へ登録水道用品の製造及び本協会検査の受検を委託する場合および検査工場が他の検査工場へ登録水道用品の部品を製造させ，自工場で本協会検査を受検する場合の検査工場をいう。

⑵「受託工場」　検査工場が他の検査工場登録水道用品の製造及び本協会検査の受検を受託する場合および検査工場が他の検査工場より登録水道用品の部品のみを受託製造する場合の検査工場をいう。

⑶「部品工場」　検査工場が登録をした登録水道用品の部品（鋳造品・ゴム製品・塗装）を受託製造する検査工場以外の工場。

ただし，塗装については国内工場に限定する。

第2章　受 託 工 場

（届け出）

第3条　検査工場が受託工場に登録水道用品の製造及び本協会検査の受検を併せて委託する場合は，「受託工場について（届）（第1号様式）及び「受託工場（届）申込添付書（第1号様式－1)」を検査部長に3部届け出なければならない。

ただし，受託工場に部品の製造のみ委託する場合は，「受託工場について（届）（第1号様式)」に「部品表示記号（第1号様式－2)」を添付し届け出なければならない。

2　受託工場で部品の製造を委託し，本要領の第6条を適用する場合は，上記届けの他，「検査証印を表示する部品一覧」（第1号様式－3）を添付しなければならない。

3　受託工場に委託している登録水道用品及び部品について，一部を追加又は取消しする場合は，同条により改めて委託工場から変更箇所を明記して届け出る。

（承　認）

第4条　検査部長は，委託工場から前条に定める届け出があった場合は，次の事項を確認のうえ，承認する。

⑴　検査申込書の提出は原則として受託工場が行うこと。

⑵　検査手数料は原則として受託工場が支払うこと。

2　当該届け出を承認した際には提出された届け出に承認印を押印し，1部を委託工場，1部を受託工場に返却する。

（義　務）

第5条　受託工場は，委託工場から本協会検査の受検を委託されて製造した登録水道用品に，委託工場の製品表示マークを表示しなければならない。

2　受託工場は，製品の見やすい場所に受託工場の検査工場登録番号を表示しなければならない。

なお，製品に表示が困難な場合は，当該出荷時に製品を梱包する資材の見易い場所へ最小梱包毎に表示する。

3　前項の方法で表示できない製品については，本協会と協議の上，受託工場の本協会に登録した製造工場表示マーク又はサブマークを表示することで，これに代えることができる。

ただし，サブマークを表示する場合は，品質適合証明書に委託工場名又はその略号，受検証明書に受託工場名をそれぞれの備考欄等に明記しなければならない。

4　委託工場が，受託工場に登録水道用品の製造委託を取り止めた場合は，速やかに「受託工場・部品工場登録事項変更について（届）（第3号様式）」により届け出なければならない。

5　委託工場は，検査工場登録継続時に，第2項又は第3項に定める表示を記載した受託工場一覧表及び本要領の第6条を適用している場合は，「検査証印を表示する部品一覧「（第1号様式－3）」を提出しなければならない。

なお，委・受託契約を終了する受託工場がある場合は，第4項による。

6　委託工場は，受託工場に製造委託した登録水道用品等及び当該登録水道用品等にかかる受託工場の管理責任を負うものとする。

7　委託工場が，受託工場に水道用部品の製造を委託し，受託工場で当該部品に検査証印を表示する場合は，次条による。

（部品の事前証印）

第6条　委託工場が受託工場に部品の製造のみを委託する場合，次の各号を満たす場合に限り，受託工場で当該部品に検査証印を表示することができる。

⑴　委託工場及び受託工場が，第1種又は第2種検査工場であること。

⑵　受託工場で製造を行うこと。

⑶　検査証印を表示しようとする部品について，委託工場及び受託工場の双方で検査証印の検査前表示が認められていること。

⑷　第3条で届け出た「検査証印を表示する部品一覧（第1号様式－3）」の部品は全て検査証印を表示すること。

⑸　部品の成型時に，鋳出し又は浮き出しにより検査証印が表示されること。

⑹　委託工場は受託工場から受け入れる部品に対し，対象製品の製品規格並びに仕様書のとおりに材料ロットを把握し受け入れること。また，受託工場は委託工場へ出荷する部品に対し，対象製品の製品規格並びに仕様書のとおりに材料ロットについて識別し出荷すること。

⑺　上記⑹に関する管理方法を，委託工場及び受託工場ともに「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」第13条に基づき申込むこと。

（受検証明書）

第7条　委託工場は，受託工場における本協会検査の受検済み製品の品質適合証明書（受託工場の写し）に基づき，委託工場名で受検証明書を発行する。

なお，「受託工場（届）申込添付書（第1号様式－1）3. 受検証明書の発行方法」に記載し届け出ている場合は，受託工場が委託工場名で受検証明書を発行することができる。

2　受託工場が委託工場名で受検証明書を発行する場合，発行番号が重複しないよう委託工場と受託工場とで協議の上，任意の発行番号を設定する。

第3章　部 品 工 場

（届け出）

第8条　検査工場が部品工場に部品の製造を委託する場合は，「部品工場について（届）（第2号様式）及び部品工場（届）申込添付書（第2号様式－1）」を3部，検査部長に届け出なければならない。

（承　認）

第9条　検査部長は，検査工場から前条に定める届け出があった場合は，次の事項について部品工場の工場調査を実施し，適合と判断した部品工場について承認する。

ただし，当該部品工場が他の検査工場の部品工場として同一材料の製造が既に承認されている場合は，部品工場の工場調査を省略するこ

とができる。

⑴　部品が，日本産業規格，日本水道協会規格，注文者の承認する仕様書に適合していること，若しくはこれと同等と認められること。

⑵　製造設備，検査設備，品質管理，検査体制及び安全管理が，部品工場調査基準（国内）（第4号様式）に適合していること。

ただし，国外の部品工場は，部品工場調査基準（国外）（第4号様式－1）を適用する。

（新規・定期工場調査）

第10条　検査工場は，前条の事項について部品工場の新規登録時及び当該検査工場の登録有効期間内に1回以上，本協会に届け出た部品工場の工場調査を受けなければならない。

2　工場調査には，検査工場の担当者が必ず同行すること。

3　複数の検査工場より届け出がある部品工場の調査は，本協会が同行する検査工場を選定し，当該検査責任者に報告する。

また，この場合，本協会は当該検査工場を代表して部品工場の調査に同行する検査工場の検査責任者と協議し決定した調査計画及び調査内容について，当該調査に同行しない他の検査工場にあらかじめ同意を得るものとする。

4　部品工場の工場調査における調査員とその員数は，次の各号による。

⑴　部品工場の調査員は，「日本水道協会検査工場の登録に関する規則（111－1）」第7条に基づく資格を有する本協会職員とする。

⑵　国内における部品工場の調査員は，原則1名とする。

ただし，本協会職員を教育・訓練等の研修目的のために随行させることができる。

なお，この場合は，事前に検査工場の了解を得るとともに，その費用は本協会の負担とする。

⑶　国外の部品工場における調査員は，原則1名とする。

ただし，国外の工場調査において，検査部長が現地の地理的条件及び調査対象である部品工場数や移動に要する時間等を総合的に勘案し，調査行程上，増員が必要であると判断した場合は，検査工場

と協議の上，調査員を1名増員することができる。

（工場調査報告及び通知）

第11条　調査員は，工場調査終了後，結果を検査部長に報告しなければならない。

2　検査部長は，工場調査の結果，適合と判断したとき，又は改善を要する指摘事項があるときは，その内容と指摘事項の改善完了日を記して，部品工場調査報告書（第5，6，7号様式）により検査工場へ通知する。

なお，改善事項の確認が必要と判断した場合は，再調査を行う。

（義　務）

第12条　検査工場は，原則として部品工場で製造させる部品に，部品工場のサブマークを表示させなければならない。

なお，部品にサブマークの表示が困難な場合は，最小梱包毎に表示する。

2　検査工場は，部品工場での部品の製造委託を取り止めた場合，及び部品工場の名称又は組織，所在地の変更，製造設備の増設・改造・廃止があった場合は，速やかにその旨を「受託工場・部品工場登録事項変更について（届）（第3号様式）」により検査部長に届け出なければならない。

3　検査工場は，登録継続時に，引き続き委託する部品工場のサブマークを記載した一覧表を検査部長に提出しなければならない。

なお，部品工場の委託契約を終了する部品工場がある場合は，第2項による。

4　工場の移転及び設備等の変更により部品工場の部品品質に影響を及ぼす可能性が生じた場合は，臨時の工場調査を実施する。

5　検査工場は，部品工場の工場調査及び試料採取立会等の検査にかかる次の各号に示す費用を負担するものとする。

(1)　試料採取立会料　一回最低保証検査手数料を適用する。(国外は2倍)

(2)　検査旅費　本協会の旅費規程及び検査旅費要綱による。

(3)　工場調査費　一回最低保証検査手数料を適用する。(国外は2倍)

ただし，工場調査において，部品工場が複数の検査工場と契約している場合は，一回最低保証検査手数料の1／2を各々の検査工場に適用する。

6　検査工場は，部品工場の管理責任を負うものとする。

（部品工場の取消し及び一時停止）

第13条　検査部長は，部品工場に次の各号の一に該当する事由が生じた場合，検査工場に対して当該部品工場の取消し又は該当事項の改善が図られるまで，部品工場で製造された部品を用いた製品の検査を一時停止することができる。

⑴　第9条に規定する事項に適合しなくなったとき。

⑵　第12条の義務を怠ったとき。

（一時停止の解除）

第14条　検査部長は，前条で一時停止した部品工場について，検査工場から前条の各号に関して改善報告書（様式は任意）が提出され，問題がないことが確認できた場合は一時停止を解除する。

第4章　その他

（その他）

第15条　この要領の施行について疑義が生じたときは，検査部長が判断する。

2　本協会が検査及び工場調査を実施するに当たって，指定感染症や自然災害等により実施困難な状況が発生した場合は別に定める。

付　　則

この取扱い要領は，平成8年3月25日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，平成9年4月1日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，平成15年4月1日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，平成20年4月1日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，平成20年11月1日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，平成23年4月1日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，令和2年9月15日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，令和4年7月1日から施行する。

付　　則

この取扱い要領は，令和7年4月1日から施行する。

（第1号様式）

受託工場について（届）

公益社団法人 日本水道協会
検　査　部　長

年　　月　　日

（委　託　工　場）
検　査　工　場
登　録　区　分　　第　　種検査工場
登　録　番　号
登録水道用品名
住所・TEL 及び FAX
並びに代表者

㊞

（受　託　工　場）
検　査　工　場
登　録　区　分　　第　　種検査工場
登　録　番　号
登録水道用品名
住所・TEL 及び FAX
並びに代表者

㊞

水道用＿＿＿＿＿＿の委託製造について，連署をもって届けます。※
（品名・部品名）

※登録水道用品名を別紙に記載する場合は，当該委託品名・部品名について識別すること。
※受託工場で同一材料の部品を製造する場合は，受託工場（届）申込添付書に替えて部品表示記号（第1号様式－1）を添付する。また，上記部品に検査証印を付す場合は検査証印を表示する部品一覧（第1号様式－2）を添付する。

（第1号様式－1）

受託工場（届）申込添付書

1. 商標又は製品表示マーク

委託する製品表示マーク （委託工場）	製造工場表示マーク又はサブマーク （受託工場） （検査工場登録番号が表示できない場合のみ）

（注）受託工場の表示マーク又はサブマークを製品に表示する場合は，委託工場の製品表示マークより小さくすること。

1.－1　製品に受託工場の検査工場登録番号を表示する場合は，その方法を下の表に明記する。　例 A245　A －245

検査工場登録番号（受託工場）

2. 検査手数料の支払い（委託工場又は受託工場）

3. 受検証明書の発行方法（受託工場で発行する場合に記入すること）
   発行場所
   発行番号の管理・識別方法

4. その他（両工場の検査責任者・月間受検予定数量等）

（第1号様式－2）

部品表示記号

製造工場サブマーク

部品　・　梱包　に表示する。

両工場の検査責任者

（委託工場）
役職
氏名

（受託工場）
役職
氏名

（第1号様式－3）

検査証印を表示する部品一覧

登録水道用品名	種類	呼び径	表示方法
（例） ダクタイル鋳鉄管	（例） GX	（例） 100	（例） 鋳出し

（第2号様式）

部品工場について（届）

公益社団法人 日本水道協会
　検　査　部　長

年　　月　　日

登録水道用品	検　査　工　場 登　録　区　分　　第　　種検査工場 登　録　番　号 住所及び代表者名 TEL 及び FAX ㊞

部　品　名 （材 料 名）	部　品　工　場 住所及び代表者名 TEL 及び FAX ㊞

上記水道用品の＿＿＿＿＿＿＿＿を製造させたく下記の書類を添え
（部品名・材料名）
連署をもって届けます。

（添付書類）

(1)　会社経歴書（部品工場）及び案内図

(2)　工場設備概要及び平面図

(3)　部品を製造するに当たっての設備の明細

(4)　工場組織図

(5)　材料試験成績書

（第2号様式－1）

部品工場（届）申込添付書

1. 製品表示記号

製造工場サブマーク （部品工場）

部品　・　梱包　に表示する。

注）どちらかに○を付ける

2. 両工場の担当者

（委託検査工場）

役職

氏名

（部品工場又は受託工場）

役職

氏名

（第3号様式）

受託工場
部品工場　登録事項変更について（届）

公益社団法人 日本水道協会
　検　査　部　長

年　　月　　日

登　録　区　分　　第　　種検査工場
登　録　番　号
検 査 工 場 名　　㊞※（　　）

下記の登録事項についての変更を届けます。

記

受託 部品 工場名	
名称及び組織の変更（部品工場）	
所在地の変更（部品工場）	（新所在地） 〒 TEL：　　FAX：
製造設備の増設・改造・廃止（部品工場）	（変更内容）
受託 部品 工場取消	（取消理由）

※申込者の印ではなく，社内決裁を得た文書番号等（例：○○第123号）を記載してもよい。

（必要な添付書類）
1. 案内図及び工場平面図（部品工場）
2. 登録水道用品の製造設備の明細（部品工場）
3. 工場組織図（部品工場）
4. その他必要な書類

（第4号様式）

部品工場調査基準（国内）

申込工場		調査日	年　月　日
申込登録水道用品名		調査員	

調査項目		調査事項	評価		所見
			適	不適	
製造設備		●必要な製造設備，加工設備を保持していること			
		製造設備，加工設備が適切に管理されていること			
検査設備		必要な検査設備及び計測器・治具類を保持していること			
		検査機器，計測機器類が適切に管理されていること			
品質管理	材料の管理	●部品の材質が規格に適合していること			
		資材の保管・管理が適切に実施されていること			
	工程管理	各製造工程が適切に管理されていること			
		製造工程中の検査記録が取られていること			
検査体制		社内検査員が存在し検査が行われていること			
		●不合格品の処理が適切に行われていること			
		部品の保管が適切であること			
安全管理		●試料採取場所等が整備され，安全が確認できること			

●は必須項目

《総合評価》　適　・　不適

改善依頼事項　次に掲げる事項の改善を依頼します。

1.

2.

3.

（第4号様式－1）

部品工場調査基準（国外）

申込工場		調査日　　年　月　日
申込水道用品名		調査員

調査項目		調査事項	評価 適	評価 不適	所見
製造設備		●必要な製造設備，加工設備を保持していること			
		製造設備，加工設備が適切に管理されていること			
検査設備		●必要な検査設備及び計測器・治具類を保持していること			
		検査機器，計測機器類が適切に管理されていること			
品質管理	材料の管理	●部品の材質が規格に適合していること			
		資材の保管・管理が適切に実施されていること			
	工程管理	●QC工程表等により各製造工程が適切に管理されていること			
		製造工程中の検査記録が取られていること			
検査体制		●社内検査員が存在し検査に必要な教育訓練が実施されていること			
		社内検査が実施され，その記録が保存されていること			
		●不合格品の処理が適切に行われていること			
		部品の保管が適切であること			
		●苦情処理体制が確立され，苦情処理経過と結果の記録が保存されていること			
安全管理		●試料採取場所等が整備され，安全が確認できること			

●は必須項目

《総合評価》　適　・　不適

改善依頼事項　次に掲げる事項の改善を依頼します。

1.

2.

3.

（第5号様式）

検査工場用

○○○○株式会社

社長名又は事業所の代表者名

作 成 日　　年　　月　　日

公益社団法人　日本水道協会

検査部長　○　○　○　○

部品工場調査報告書

検査工場	登録区分：第　　種	登録番号：
	会社名・事業所名：	
	所在地：	
	TEL：　　FAX：	
	社長名又は事業所の代表者名：	
検査責任者名	所属・役職・氏名：	
部　品　名		
部品工場	会社名・事業所名：	代表者名：
	所在地：	
	TEL：　　FAX：	
調　査　日	年　　月　　日	
調　査　員	調　査　員：	
判　　定	適　合　・　不適合　・　改善報告確認後適合	
添 付 資 料		

（第6号様式）

調 査 の 概 要

1. 調査報告
2. 調査結果
3. 指摘事項
4. 備　　考

（第7号様式）

指摘事項記述書

指摘事項 No.

<table>
<tr><td>被調査部門：</td><td>調査日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>被調査側代表者：</td><td rowspan="2">適用基準：
検査工場の協力工場に関する取扱い要領</td></tr>
<tr><td>調査員：</td></tr>
<tr><td colspan="2">指摘事項内容：</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考：</td></tr>
<tr><td colspan="2">被調査側代表者：
年　　月　　日　　署名
検査工場検査責任者：
年　　月　　日　　署名
調　　査　　員：
年　　月　　日　　署名</td></tr>
</table>

（第8号様式）

被調査側出席者リスト	
工場名・役職	氏　　名